2　平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項		
各期間（以下この条及び次条	各期間（次条	
当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項	平成二十六年三月に社会保障の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項	同月に旧地方税法第七十二条の百四
当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四	同じ	「旧法還付金等」という
同じ	当該還付金等	当該旧法還付金等
「旧法還付金等」という	法第七十二条の百五第二項	旧地方税法第七十二条の百五第二項
当該還付金等	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」
法第七十二条の百五第二項	百分の〇・五〇	百分の〇・五五
次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	金額	金額と平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割に係る還付金等（平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等をいう。）（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては、当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額との合計額
百分の〇・五〇	当該還付金等	当該旧法還付金等
金額	係る還付金等	係る旧法還付金等
第三十五条の十七第二項	、当該還付金等	、当該旧法還付金等
法第七十二条の百四		
平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法第七十二条の百四		

当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項	当該期間内に旧地方税法第七十二条の百五第二項
当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法還付金等に係る税額（平成二十六年四月及び五月に旧地方税法第七十二条の百三第二項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額をいう。）を超えるときは、これを加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額
還付金等が当該徴収取扱費算定期間内の次の徴収取扱費算定期間内	当該期間内に旧地方税法第七十二条の百五第二項
徴収取扱費基礎額	各期間（次条
第三十五条の十八	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
	同月に旧地方税法附則第九条の六第三項
	当該還付金等
附則第六条の十一第一項	法附則第九条の八第二項
	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」
	百分の〇・三五
	金額